

『所有者不明土地解消に向け対策 民事基本法制見直し法公布』

「民法等の一部を改正する法律」と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が4月21日成立、同月28日公布された。所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から総合的に民事基本法制を見直す。「発生の予防」の観点では、不動産登記法を改正し、任意とされていた相続登記や住所等変更登記の申請を義務化する。それらの手続きの簡素化・合理化策をパッケージで盛り込む。また、新法を制定し、相続等によって土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて土地の所有権を国庫に帰属させる制度を創設する。「利用の円滑化」を図る観点からは、民法等を改正し、個々の所有者不明土地・建物の管理に特化した新たな財産管理制度を創設する(裁判所が管理命令を発令し、管理人を選任＝裁判所の許可があれば売却も可)、所有者が土地・建物を管理せず、放置していることで他人の権利が侵害されるおそれがある場合、管理人の選任を可能にする制度を創設する等の措置を講じる。施行期日は原則公布後2年以内の政令で定める日。相続登記の申請の義務化関係の改正は公布後3年、住所等変更登記の申請の義務化関係の改正は公布後5年以内の政令で定める日。



『内定辞退勧奨等の防止策 厚生労働省が指針改正』

厚生労働省は若年者の雇用機会の確保、職場への定着について事業主等が講ずべき措置である若年雇用促進法第7条の規定に基づく事業主等指針(「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」)を改正した。

改正のポイントは、1 募集情報等提供事業者・募集者等における個人情報の管理、2 就活生等に対するハラスメント問題への対応、3 内定辞退等勧奨の防止、4 公平・公正な就職機会の提供の各項目が追加された点だ。近年問題となっているのは採用内定又は採用内々定と引き替えに、他の企業への就職活動を取りやめるように強要する行為や採用内定者に対して内定辞退等の勧奨を行うこと、就職活動中の学生やインターンシップ中の者に対するハラスメント行為等だ。今回の改正により、それらの行為を明示した上で事業主等が必要な措置を講ずべきとしている。新型コロナウイルス感染症拡大が収まらない中、就職活動にも大きな影響が出ている。企業側が強い立場を悪用して上記のような行為に及べば、その情報は確実にSNSなどで拡散し共有される。指針を守ることが自社を守ることであることを理解しておきたい。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com